

所得税確定申告と市県民税申告のお知らせ

申告期間はどちらも2月16日(火)～3月15日(火)

所得税の確定申告が必要な人

平成27年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人は所得税の確定申告が必要です。

- ▼給与所得がある場合：
 - 給与の収入額が2千万円を超える人
 - 主たる給与以外の給与収入と、その他の所得の合計額が20万円を超える人
 - 年末調整をされていない人など
- ▼給与所得がない場合：
 - 所得の合計額が、所得控除の



合計額を超える人
 ※所得の合計額とは、営業・農業・不動産・譲渡などの合計額です。

※所得控除には、社会保険料控除・生命保険料控除・地震保険料控除・配偶者控除・扶養控除などがあり、その人の所得から差し引くこと(控除)ができます。

※なお、確定申告が不要となった人は、市県民税申告書を提出してください。市県民税申告書は税務課、各振興事務所、また申告期間中は各申告会場にあります。

市県民税申告が必要な人

平成28年1月1日現在、郡上市に住所がある人で、次に該当する人は、申告することをお忘れにならないようご注意ください。

- ただし、所得税の確定申告をされた人は申告の必要はありません。
- ▼国民健康保険に加入されている人(平成27年中に所得が全く無かった人も含みます)
- ▼平成27年中の収入に対して、次のいずれかに該当する人
 - 営業・農業・不動産・譲渡などの所得があった人
 - 給与(日雇い・パートなどを含む)所得者で、次のいずれかに該当する人
 - ①勤務先から、市に給与支払報告書が提出されていない人(金額に関わらず全ての給与が申告の対象です)
 - ②給与所得以外に所得がある人(所得税の確定申告をされた人を除きます)

市県民税申告書は2月の初め

にお届けします。申告に必要な書類等は、事前に準備し大切に保管しておいてください。

■次の人には、市県民税申告書は送付されません。

- 平成28年1月1日現在で19歳未満の人
- 平成27年度に市・県民税の申告をしたが、給与及び公的年金のみの人で源泉徴収票の内容に相違ない人
- 平成26年分の確定申告をされた人

■市県民税申告が必要な人は、申告書表面・裏面ともご記入の上、記名、押印をして申告してください。

住宅借入金等特別控除の改正

適用期限が平成31年6月30日まで延長されました。

ふるさと納税ワンストップ特例制度

■個人住民税課税市区町村に対する寄附金の控除申請を、寄附先の都道府県または市区町村が寄附者に代わって行うこ

とを要請することで、寄附者が確定申告を行わずに寄附金の控除を受けることができる制度です。確定申告が不要な給与所得者等で5団体以下の地方公共団体に寄附を行った人が利用できる制度です。ただし、1月10日までに特例の申請書を寄附先の自治体に提出する必要があります。

☑申告の時期が来ると「私の場合はどんな申告をしたらいいのだろうか？」と疑問に思っている人は、きつとあなただけではありません。そんな声にお応えして、あなたに必要な申告がわかるフローチャートを作成しましたので、前ページを参考にしてください。

☎ 問 総務部税務課市民税係 67・1837

平成23年分の所得税確定申告から、公的年金等の収入金額が400万円以下の人で、公的年金に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下である場合は、所得税の確定申告は不要となりますが、控除の追加・変更等がある場合は市県民税の申告が必要です。ご注意ください。